

## 理由

最近における植物の新品種の育成者の権利の侵害の状況にかんがみ、その権利の保護を図る観点から、種苗を用いることにより得られる収穫物についての権利侵害を罰則の対象にするとともに、法人による権利侵害に対する罰則を強化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。